	11　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）に定める特定被災区域において、新たに雇用を行う者又は雇用調整助成金等に係る実施計画の届出が受理された者 12　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）に基づく基本計画で定められた集積区域において、企業立地計画の承認を受けた者及び指定集積業種に属する事業を行う者 13　地方公共団体が推進する施策に基づき地域活性化に取り組み、かつ、地域活性化に資するものとして地方公共団体が認める事業を行う者 14　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）に基づく一般事業主行動計画を策定し都道府県労働局へ届け出ている者又は地方公共団体が推進する施策に基づき女性従業員の活用促進に取り組む者	十　「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」を適用する者又は適用する予定の者
十一　1　経済的又は社会的に有用な事業を承継する者 2　安定的な経営権の確保により事業の継続を図る者	十二　1　非化石エネルギーを導入するために必要な設備を設置する者 2　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）に規定する一般ガス事業者 3　省エネルギーに資する施設等を取得し、省エネルギーを推進する者 4　特定高性能エネルギー消費設備の導入等を行い、省エネルギーの推進を図る者 5　公害防止及び再生資源の有効利用等を図る者	十三　自ら策定した事業継続計画に基づき、防災に資する施設等の整備を行う者
十四　社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来している者であって、中長期的には業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる者		

中小企業が「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に従った会計処理を行うことを促進することにより、その自社の経営状況の的確な把握及び金融機関その他の利害関係者に対する自社の財務情報や経営状況の説明を可能とし、もって中小企業の資金調達力の強化を支援すること	中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に従った会計処理を行うことを促進することにより、その自社の経営状況の的確な把握及び金融機関その他の利害関係者に対する自社の財務情報や経営状況の説明を可能とし、もって中小企業の資金調達力の強化を支援すること	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来している中小企業者であって、中長期的には業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を図ること
地域経済の産業活動の維持・発展のために、事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継・集約化する中小企業者の資金調達の円滑化を支援すること	中小企業における非化石エネルギーの導入、中小ガス事業の近代化・保安の確保、省エネルギーの促進並びに公害防止及び再生資源の有効利用等により環境対策の促進を図ること	中小企業による、災害発生時の事業継続の観点からの防災に資する施設等の整備を支援すること

十五　金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難を来している者で、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる者	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難を来している中小企業者の経営安定を支援すること	
十六　関連企業の倒産により、経営に困難を来している者	関連企業の倒産により経営に困難を来している中小企業者の経営の安定を支援すること	
十七　1　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の申立て等を行った者であって、認可決定前の者 2　民事再生法等に基づく再生計画等の認可等を受けた者及び私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う者	地域経済の産業活力維持への貢献や技術力等から見て経済的又は社会的に有用である事業の再生を支援すること	
十八　経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている者であって、自助努力により企業再建が見込まれる者	経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業者であって、通常の融資制度では取り上げが困難な者の自助努力による企業再建を支援すること	
十九　災害により被害を受けた者（次号に該当する者を除く。）	災害により被害を受けた中小企業者の復興を促進し、被災地域の復興に資すること	
二十　東日本大震災により被害を受けた者及び東日本大震災に起因する影響を受けた者	東日本大震災により被害を受けた中小企業者及び東日本大震災に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域等の復興に資すること	
二十一　証券化の手法を用いて無担保による資金を調達しようとする者	証券化の手法を用いて中小企業に対する担保に依存しない資金供給の円滑化及び証券化市場の育成を図ること	

○文部科学省告示第九十一号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十六条（同令第百八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成十七年文部科学省告示第九十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年四月一日

文部科学大臣　下村　博文

本則中「欠席している」を「欠席し引き続き欠席する」に、「又は学校教育法」を「若しくは学校教育法」に改め、「、高等学校に入学していないと認められる者」の下に「又は高等学校において、疾病による療養のため若しくは障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者若しくは学校教育法第五十七条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者」を加える。

○文部科学省告示第九十二号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十八条の二（同令第百十三条第三項及び第百三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部が履修させることができる授業について次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十七年四月一日

文部科学大臣　下村　博文